⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は令和２年９月４日（金）を予定している。

⑺　技術提案書のヒアリングを行う。

⑻　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Aerial laser surveying／analyzing business in Tokyo branch office (JFY2020)

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 17 August 2020

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 14 October 2020

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年７月15日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社　関西支社

支社長　永田　順宏

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第16号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　中国自動車道（特定更新等）宝塚ＩＣ～神戸ＪＣＴ間土木構造物更新工事

⑶　工事場所　自）兵庫県宝塚市売布

至）兵庫県神戸市北区有野町二郎

⑷　本件工事の内容

１）実施設計（以下「設計業務」という。）

㋐　設計延長　Ｌ＝4,500ｍ、床版取替等詳細設計一式

㋑　設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

２）施工（以下「建設工事」という。）

工事延長　Ｌ＝15.1㎞

床版取替工（撤去・設置）　14,000㎡

床版防水工　65,000㎡

舗装工　65,000㎡

環境シェルター取替工　500m

ＰＣ橋補修工　２連

トンネル補強・補修工　４チューブ

遮音壁取替工　1.4㎞

その他土工　１式

⑸　協定期間　基本協定締結日の翌日から令和７年６月30日

設計業務及び建設工事の工期については、優先交渉権者の技術提案に基づき定めるものとする。

設計業務及び建設工事の契約は複数に分割することができる。

⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本件工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）の発注目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

⑺　本件工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務に係る契約を締結すると同時に、建設工事に係る契約に至るまでの手続に関する協定を締結する。設計の過程で価格等の交渉を行い、設計業務完了後に行う建設工事の価格の交渉が成立した場合に、建設工事に係る契約を締結する。（協定の内容は、基本協定書案による。）

なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額は入札説明書による。

2　競争参加資格　本件工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本件工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

１）単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

＜条件＞

㋐　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。

㋑　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。）。

２）共同企業体で申請する場合　下記の㋐又は㋑の条件を満たす２者以上10者以下で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は㋐又は㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、橋梁補修改築工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は㋑の条件を満たさなければならない。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、㋐及び㋑の条件を満たさなければならない。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。